地域で守ろう･育てよう子どもたち

いがまち家庭教育講演会
平成23年11月22日

弁護士　小島幸保

本日のテーマ

- 児童虐待とは？
- 子どもたちに降りかかるトラブルとは？
- 少年犯罪とは？
- 子どもたちの健全な成長のために。

児童虐待相談対応件数の推移

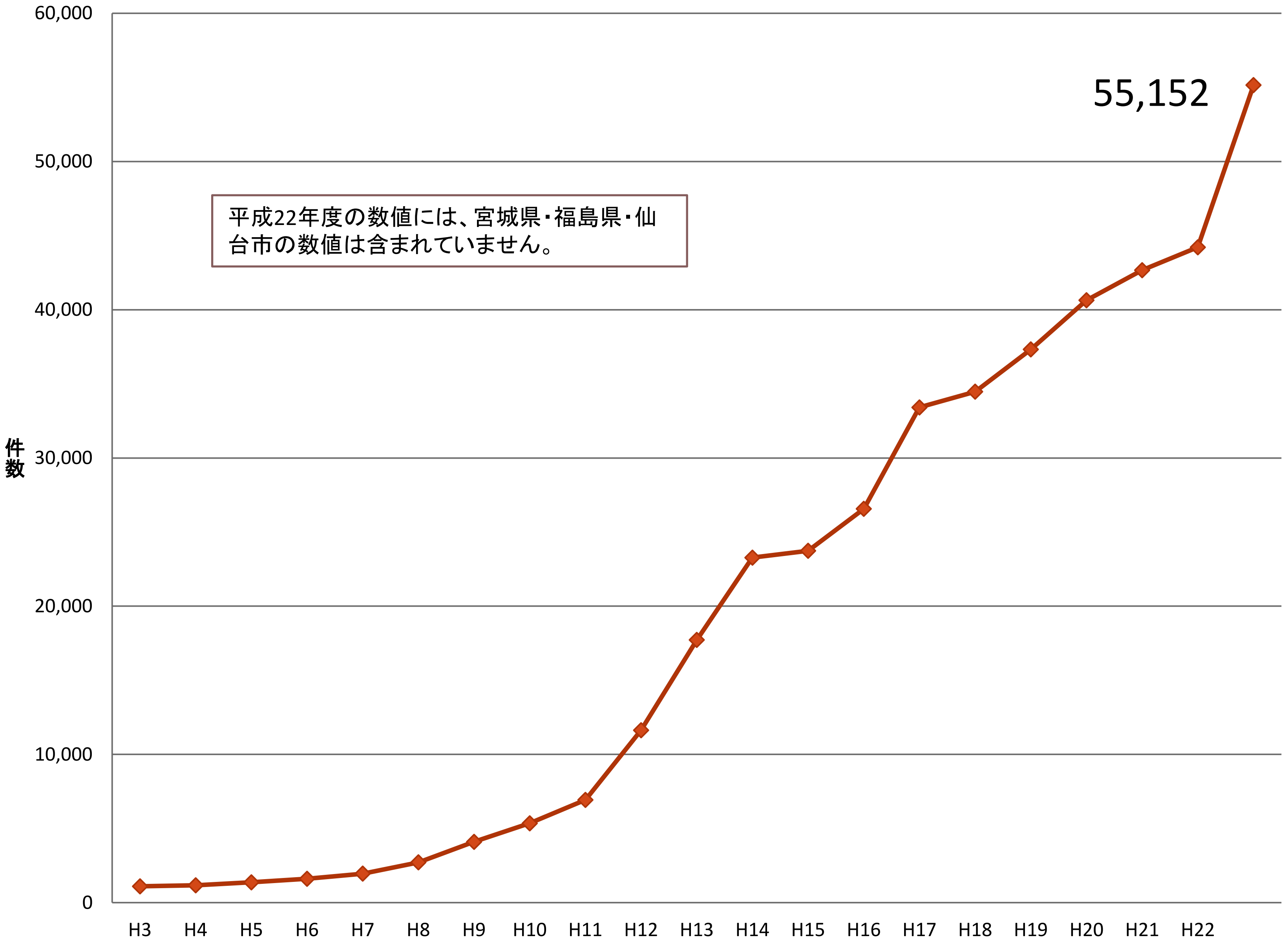

児童虐待とは

保護者による次の4類型の行為

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

身体的虐待

身体に外傷が生じ、または、
生じる恐れのある暴行を加えること

打撲、あざ、骨折を生じさせる。
たばこによるやけど。
首を絞める。蹴る。投げ落とす。激しく揺さぶる。
熱湯をかける。おぼれさせる。
冬に外に閉め出す。

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または、
児童にわいせつな行為をさせること

子どもにわいせつな行為をさせる。性的交渉、性的行為や性器を見せることを強要する。
児童ポルノの被写体にする。

ネグレクト

心身の正常な発達を妨げるような放置や、
保護者としての監護を著しく怠ること

病気になっても病院へ連れて行かない。
乳幼児を残したままたびたび外出する。
一日一食しか与えない。
衣服を換えず不潔なままにする。
同居人による身体的虐待を見て放置する。

心理的虐待

暴言や、拒否的な態度など、
著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

脅す。無視する。傷つく言葉を繰り返し言う。
自尊心を傷つける言動をする。
他の兄弟と著しく差別的な取扱をする。
子どもの前で配偶者に対して暴力をふるう(配偶者に対するDV)。

しつけと虐待

- 保護者とは、子どもを現に監護する者。
- 子どもにとって有害かどうか
- 親の気持ちは関係ない。

児童福祉法１４条（親権の行使に関する配慮等）

１　児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

２　児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

三重県の状況

- 児童相談所の児童虐待相談件数は　858件。
  過去最多（対前年度比1.59倍、平成21年度541件）。

- 発見経路は、「市町の機関」が383件（44.6%）
  次いで「近隣・知人」が107件（12.5%。前年度の57件からほぼ倍増）。

- 虐待の態様は、「身体的虐待」が370件（43.1%）
  生命にかかわる事態を引き起こす恐れがある「養育の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が260件（30.3%）

児童虐待が招く問題

- 少年非行の背景に、児童虐待があると言われる。
  →虐待の連鎖
  重大なストレスが、脳に影響を及ぼす。

- 発達障害など「子どもたちの個性」が理解されず、成長のために適切な環境が与えられない。

児童虐待の通告

(1) 通告義務（児童福祉法25条、児童虐待防止法6条１項）

→虐待を発見したすべての人

(2) 早期発見努力義務

→子どもの福祉に職務上関係のある人

（より発見しやすい立場にあるから）

※児童虐待防止法5条

通告の対象

「児童虐待を受けたと思われる児童」

×「児童虐待を受けた児童」
→通告者が虐待の証明をする必要はない。
→「疑わしい」という気づきを大切に。

機関や市民のネットワーク

- 発見・援助・家族再統合・自立支援の全てに関連。
- 各機関が持つ情報は限られているので、一つの機関で方針を決定することは危険。
- 情報を集めて、全体像をつかむ。
- 子どもを救うために、認識を共有する。

子どもたちを取り巻く問題

- いじめ
- インターネット上のいじめ
- インターネットがきっかけとなる事件や被害
- 加害事故

いじめへの対応

- 暴力、言葉の暴力、仲間はずれ、たかり、嫌がらせ。
- 何らかのサインがあるはず。
  何よりも、早期発見を。
- 加害児童には謝罪をさせる。
- 被害児童には寄り添える人が必要。

ネット上のいじめ

- 学校裏サイト、ブログ、プロフなど。
- 本人も知らないうちに、誹謗中傷されている。
- 誹謗中傷をする人が無限に発生しうる。
- 匿名性が高く、誹謗中傷の内容が極めて悪質となりがち。
- いったん書き込まれると完全に消去することが困難。

ネット上のいじめへの対応

- 相談→事実確認
- 削除依頼。（削除されない場合）警察等へ相談。

↓

とにかく削除する。

- インターネットが生活と切り離せない以上、モラルに関して、学校と家庭が協力して、指導するしかない。

ネットによるトラブル

- 出会い系サイトで望ましくない男女交際・友人関係が始まる。
- 詐欺などの被害に遭う。

⬇

インターネット利用上のルールをしっかりと認識させる。

触法少年

- 触法少年とは、14歳未満の子どもが
刑罰法規に触れる行為をした場合を指す。

→責任能力がないため、刑法上の犯罪とはならない。

→福祉的な判断に委ねるため、まずは、児童相談所に通告・送致される。

→児童相談所によって、「家庭裁判所の審判に付すのが相当」と判断されたら、家裁へ送致される。

→重大な事件の場合、少年院送致も（概ね12歳以上）

ぐ犯少年

- ぐ（虞）犯とは、未だ犯罪行為には至らないものの、行いが悪く、保護や教育が必要なときに、家裁の審判にかけられるもの。

- 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- 正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと
- 犯罪性のある人もしくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること
- 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

少年事件の流れ

- 逮捕・勾留
- 家庭裁判所送致（犯罪の嫌疑があれば全件送致）
  観護措置（少年鑑別所）
- 審判
  児童自立支援施設送致
  少年院（初等、中等、特別、医療）送致
  保護観察処分
  逆送（まもなく20歳、16歳以上で人を死亡させた等）
  試験観察

少年事件に関わる人たち（社会資源）

- 保護者

  保護者による監督が期待できるか？
- 学校の先生方

  少年院へ行かなくても「居場所」があるといえるか？
- 雇い主

  子どもが社会で自立できるといえるか？
- 付添人（弁護士）

  子どもの代弁者として社会資源を調整できるか？

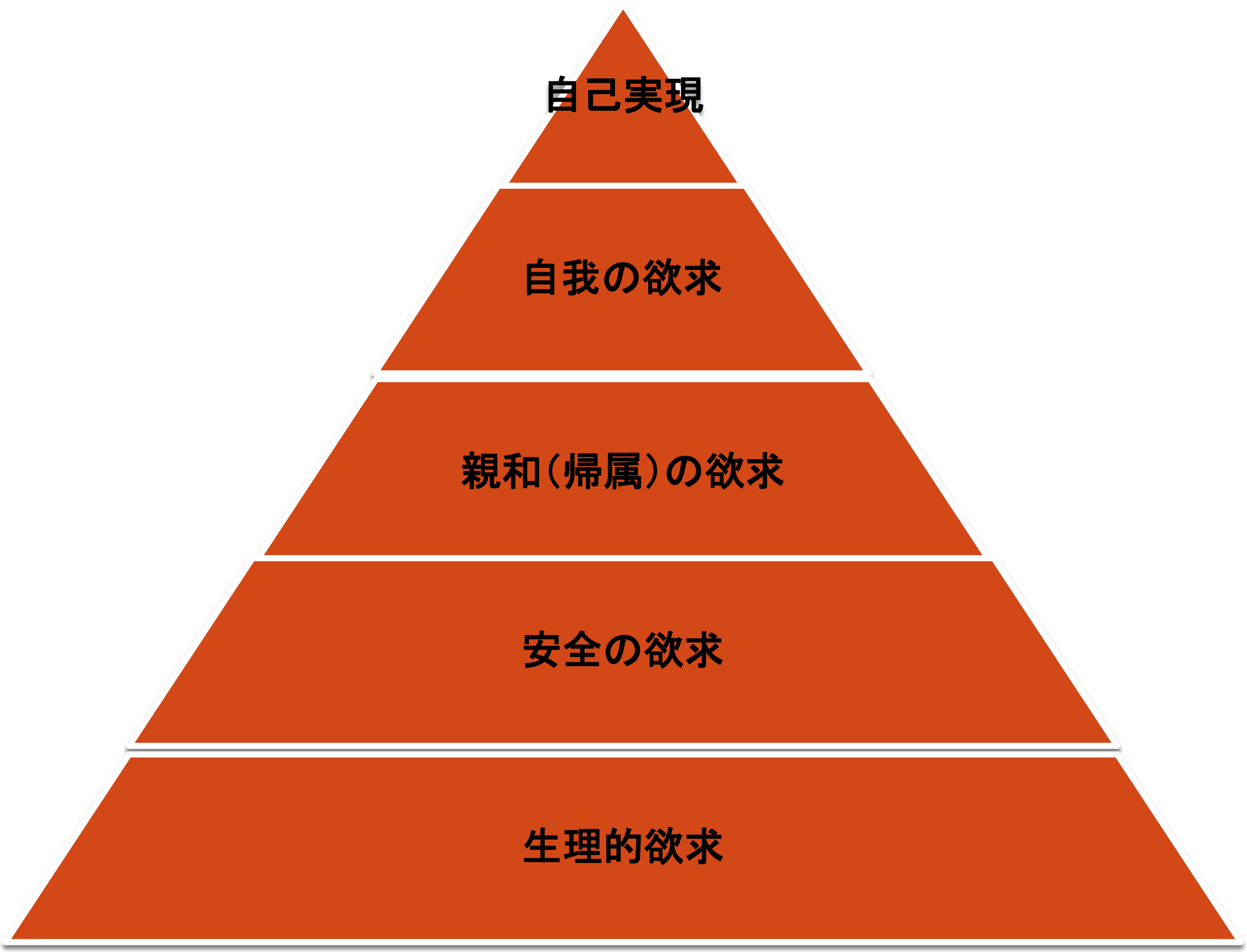
自己実現
自我の欲求
親和（帰属）の欲求
安全の欲求
生理的欲求

子どもたちの健全な成長のために

- 児童虐待の防止
- 「きみは一人じゃない」「あなたは大事な人」と伝えること、感じさせることが必要
- 子どもたちの居場所を確保すること
- 社会の一員としての自覚を与えること

本日はありがとうございました。